

国王尚質の、謝恩のため法司王舅吳国用等を遣わす執照

(一六六三、一〇、二二)

琉球国中山王尚(質)、謝恩等の事の為にす。

今、特に法司王舅・紫金大夫・使者・通事等の官の吳国用・金正春等を遣わし、表本各一通を齎捧して夷梢を率領し、海船一隻に坐駕して金靶鞞腰刀二把・銀靶鞞腰刀二把・黒漆靶鞞鍍金銅結束袞刀一十把・黒漆靶鞞鍍金銅結束鎗一十把・糸線穿鉄甲一領、鍍金護手護賺各全・鉄盛一頂・黒漆洒金馬鞍一坐、轡頭蹠蹠前後牽軸各頂件全・金彩画屏風二対・金面扇一百把・銀面扇二百把・水墨画扇二百把・紅銅五百斤・土糸綿二百束・胡椒五百斤・土芋布一百匹・芭蕉布二百匹・紋芭蕉布一百匹を裝載し、京に赴き進貢せしむ。

所規りて今差去する官員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、義字第二号半印勘合執照を給して存留通事鄭嗣孝等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実如遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開 赴京の

- 法司王舅一員 吳国用 人伴二十二名
- 紫金大夫一員 金正春 人伴十五名

- 使者一員 紅有徳 人伴六名
- 都通事一員 陳初源 人伴四名

存留在船使者一員 孫俊用 人伴四名

存留在船通事一員 鄭嗣孝 人伴三名

王舅通事一員 毛敬徳 人伴一名

管船火長・直庫二名 金世瑛 柯可嘉

梢水共に五十二名

康熙二年(一六六三)十月二十二日給す

右の執照は存留通事鄭嗣孝等に付し、此れに准ぜしむ

執照

1-34-07

国王尚質の、冊封使の帰朝を護送するため都通事孫自昌等を遣わす執照(一六六三、一〇、二二)

琉球国中山王尚(質)、天使の回朝を護送する事の為にす。

今、特に都通事孫自昌等を差わし、封王の宝船を駕使して福建地方に前往せしむ。除外に、文憑無くば官司の盤阻して便ならざるを恐れ、義字第三号半印勘合執照を給して都通事孫自昌等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡

哨の軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅慢して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

今開す

護送の都通事一員 孫自昌 人伴二名

火長一名 鄭永安

梢水八名

右の執照は都通事孫自昌に付し、此れに准ぜしむ

康熙二年（一六六三）十月二十二日給す

執照

1-34-08

国王尚質の、空白の公文用紙を王舅吳国用等に持参させ、あわせて冊封使への宴金をもたせるむねの執照

（一六六三、一〇、二二）

琉球国中山王尚（質）、公務の事の為にす。

照得するに、進上の謝恩の表本併びに部文、各項の公文は全て同に心を用いて照管す可く、損湿を得る母らしむ。但だ水陸の路途は但だ三千里の遙かなる有り。特に空白の紙文を將て法司王舅吳国用・紫金大夫金正春に付与し、收領して前去せしめて以て備用に防う。如若し用いざれば宜しく当に回繳すべし。併びに二天使の宴金二封を附し、同に齎して京に赴き進上し、二使臣に給賞

せしむ。違慢して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

右の執照は王舅吳国用・紫金大夫金正春に付し、此れに准ぜしむ

康熙二年（一六六三）十月二十二日給す

執照

1-34-09

国王尚質の、皇帝即位の慶賀と、進香のため王舅英常春等を遣わす執照（一六六四、二、一五）

琉球国中山王尚質、慶賀、進香の事の為にす。

照得するに、康熙二年（一六六三）六月内、欽差の兵科副理官張（学礼）・行人司行人王（垓）、詔勅を齎捧して国に到る。迎えて王城に至り開説し、欽遵す。

此の為に今、特に王舅・正議大夫・使者・通事等の官の英常春・林有才等を遣わし、表文を齎捧して海船一隻に坐駕し、土産の金靶鞘腰刀二把・銀靶鞘腰刀二把・金缶一合共に重さ六十六兩六錢八分・銀缶一合共に重さ五十兩六錢正・細嫩土蕉布一百匹・漂白土苧布一百匹・金彩面帷屏一合・平面金扇五十把・平面銀扇五十把・紅花一百斤・胡椒二百斤・蘇木一千斤を装載し、進奉して皇